

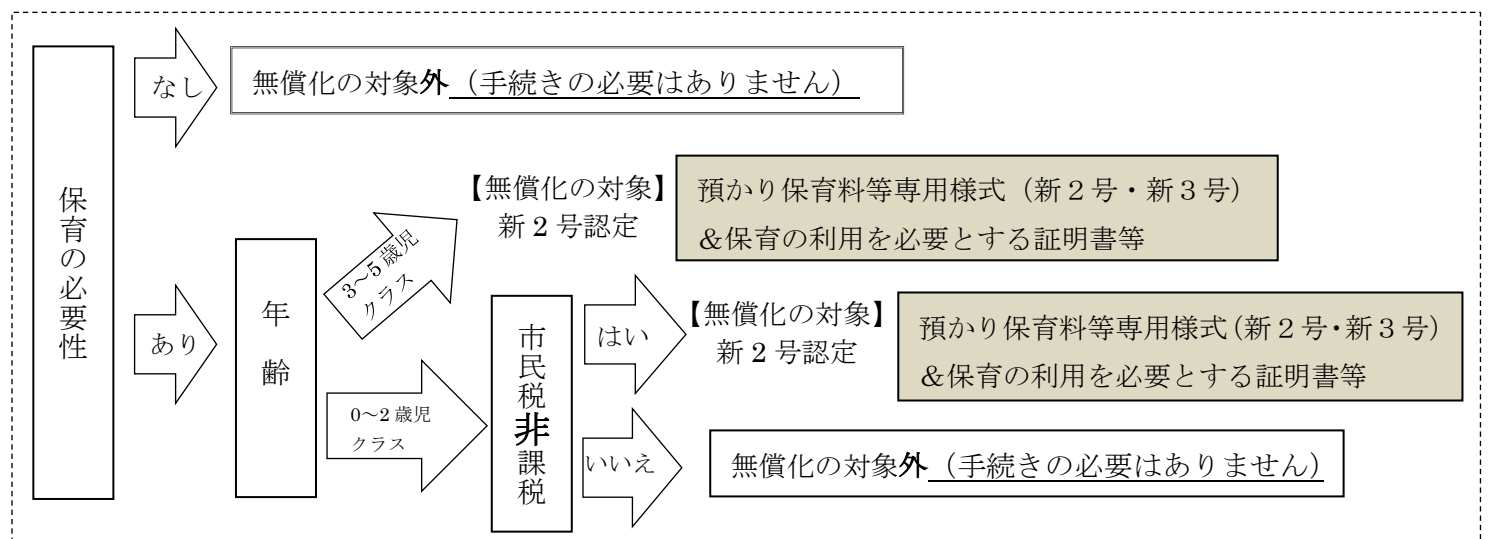
10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

◇ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちは、住民税非課税世帯に限り、月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

- ・無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設については、5年間の猶予期間を設けられています。
- ・無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので、ご注意ください。

無償化の対象となるには、交野市へ認定申請書等の提出が必要です。
認定申請書等の提出については、下記をご確認ください。

【認定及び提出書類について】



【認定について】

- ◇無償化の対象となるには、「新2号認定」又は「新3号認定」の認定が必要となります。
- 〈新2号認定〉 3歳児クラスから5歳児クラスの「保育の必要性がある」子ども
 - 〈新3号認定〉 2歳児クラスまでの「保育の必要性がある」子どもで、かつ「住民税非課税世帯」の子ども

※「保育の必要性がある」とは・・・下記の「保育を必要とする事由および添付書類」をご確認ください。

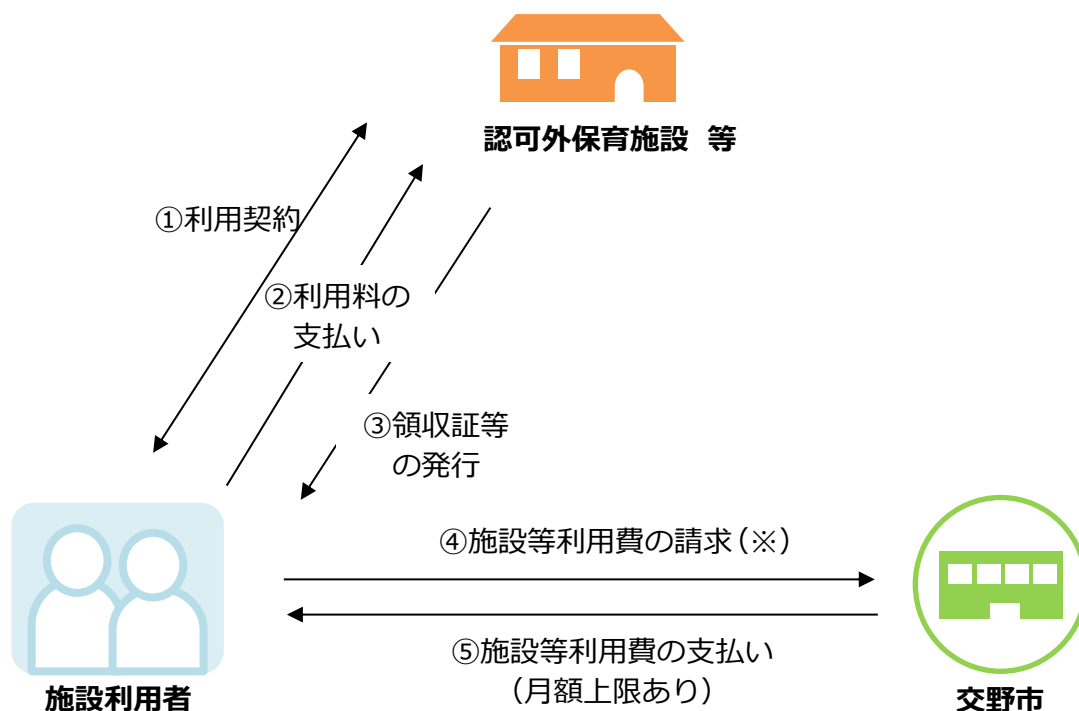
【申請書類】

- ◇『預かり保育料等の専用様式 (新2号・新3号)』
 - ◇『保育の利用を必要とする証明書』及び必要な添付書類
 - ◇『保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書』(市へ保育所等の申込をしていない方のみ)
- ※申請書類については、こども園課又は通園中(利用予定)の施設からお受け取りください。

【提出先】

交野市こども園課に提出してください。

【請求手続きの流れのイメージ】



【その他注意事項】

- ◇押印漏れ、記入漏れ等の不備があった場合、申請は成立しませんのでご注意ください。
- ◇認可外保育施設に加え、月額 3.7 万円を上限に、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業についても無償化の対象となります。
- ◇認定こども園、保育所等を利用できていない方が対象となります

【保育を必要とする事由及び必要な添付書類】

新 2 号・新 3 号認定を受けるには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として保護者(※)の『保育の利用を必要とする証明書』の提出が必要です。※夫婦の場合は両方必要です。

また、「保育の利用を必要とする証明書」には「保育を必要とする事由」ごとに添付書類が必要な場合があります。

次の表の「保育を必要とする事由」の確認をお願いします。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所及び添付が必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ・外勤・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方（1 ヶ月に 64 時間以上の労働を常態とする） 	① 勤務証明書（内職証明書）
<ul style="list-style-type: none"> ・自営業（個人事業主）の方（会社役員の方は①勤務証明になります。） 	② 自営業申立書 ⇒証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかの写しを添付

・保育を必要とする事由が、出産の方 (産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度)	③母子健康手帳の写し(出産予定日の記載部分 P.4・受診後の妊娠中の経過の写し P.8~9 (交野市母子健康手帳の場合))を添付
・保育を必要とする事由が、保護者の病気の方	④疾病証明(診断書)
・保育を必要とする事由が、保護者の障がいの方	⑤障がい状況証明 ⇒手帳の写し(顔写真と等級がわかる部分の写し)を添付
・保育を必要とする事由が、親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※1	⑥介護・看護証明
・就業に向けて求職活動を行っている方※2 (勤務先が内定している方や再雇用予定の方は ①勤務証明書(内職証明書)になります。)	⑦求職活動誓約書に記入
・就学(職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)している方、または就学が決まった方	⑧就学等(予定)証明書
・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に母子通園している方	⑨兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している申告 ⇒療育施設の在園証明を添付
・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為保育できない方	⑩災害復旧の欄に罹災した日を記入 ⇒罹災したことが分かる書類を添付
・その他、市長が必要と認める場合	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2号・新3号の認定は受けられませんのでご注意ください。

※2 求職活動が事由の場合の認定の有効期間(利用可能期間)は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日までです。

(注)『保育の利用を必要とする証明書』は、保護者記入部分と証明発行者記入部分がありますので、記入見本を参照のうえ、間違いのないようにしてください。

問合せ先 〒576-0034
交野市天野が原町5-5-1
交野市健やか部こども園課
TEL: 072-893-6407
FAX: 072-892-0525